

	状況(例)	必要な手続き
ケース1	対象寺院を浄土宗に帰属させたい。檀信徒などの関係者も前向きであり、すぐに帰属手続きができそうである。	対象寺院を浄土宗に帰属させるため、帰属承認申請を行ってください。(3)の手続きへ事前に対象寺院が所在する区域の教区長並びに組長に帰属について相談してください。
ケース2	対象寺院を浄土宗に帰属させたいが、これから檀信徒など寺院関係者と帰属に向けた協議するため、内部決定及び帰属手続きを行うまで時間がかかりそうである。	包括関係未設定寺院に関する特別措置の手続きを行ってください。(4)の手続きへ手続き後、特別措置の期間中(最長4年)に対象寺院の帰属手続きを完了してください。
ケース3	対象寺院は、諸般の事情により(例:地域の仏教会加盟寺院の住職が持ち回りで代表役員に就任して管理しているためなど)、浄土宗に帰属させることができない。	包括関係未設定寺院に関する特別措置の手続きを行ってください。(4)の手続きへ当方にて手続き書類を精査のうえ、特別措置期間を無期とすることも含め、必要な措置を検討します。